

# 大宜味村国土強靱化地域計画

## 【概要版】



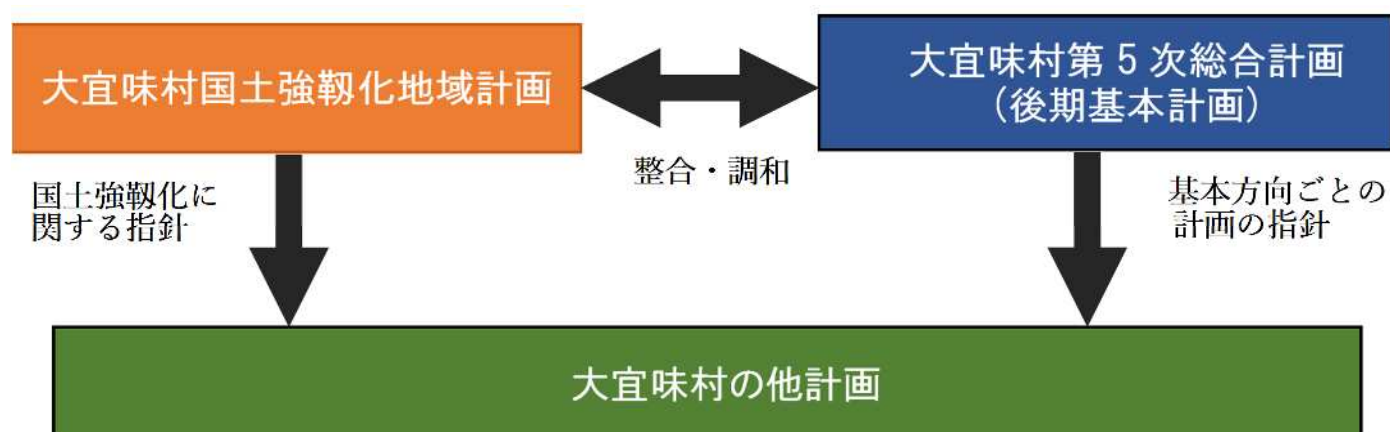
令和3年5月

## 1. 計画策定の目的

国においては、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「強靱化基本法」という。）」が公布・施行され、平成 26 年 6 月には国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下、「基本計画」という。）が策定されました。また、沖縄県においても基本計画との調和を保ちつつ、災害等が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域の強靱化を推進する「沖縄県国土強靱化地域計画」が平成 31 年 3 月に策定されました。本村は、このような国、県の動向を踏まえて、大規模自然災害が発生しようとも、村民の命を守り、経済社会が致命的な被害を受けず、迅速な復旧・復興が可能となる強靱なむらづくりを推進するため、「大宜味村国土強靱化地域計画（以下、「本計画」という。）」を策定しました。

## 2. 計画の役割と位置づけ

本計画は、強靱化基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画にあたるものであり、本村における国土強靱化に関し、大宜味村第 5 次総合計画（後期基本計画）との整合を図りながら、地域防災計画をはじめとする本村が有する様々な分野の計画等の指針となるものです。



### 3. 基本目標

本村の国土強靱化を推進するため、以下の4つ「基本目標」を設定しました。

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 村の重要な機能が致命的な障害をうけず維持されること
- 3 村民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧復興を可能とすること

### 4. 事前に備えるべき目標

4つの「基本目標」を達成するため、より具体的に以下の8つを「事前に備えるべき目標」として設定しました。

- 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる  
(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 7 制御不能な二次災害を発生させない
- 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

## 5. 脆弱性評価

### 5.1 脆弱性評価の考え方

「脆弱性評価」とは、大宜味村の大規模自然災害等に対する脆弱性を調査し、評価するいわば村の健康診断であり、必要な施策の効率的・効果的な実施につながることから、本計画の策定を進めるうえで、必要不可欠なプロセスです。

### 5.2 想定するリスク

大宜味村においては過去に発生した災害を踏まえ、本村に甚大な被害もたらすおそれがある大規模自然災害を対象としています。

### 5.3 施策分野の設定

脆弱性評価は、国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされており（法第 17 条第 4 項）、大宜味村総合計画との整合に配慮するとともに、国土強靱化基本計画及び沖縄県計画に基づき設定しました。

### 5.4 脆弱性評価

起きてはならない「最悪の事態」を想定した上で、基本計画及び県計画を参考とし、大宜味村の特性を考慮した8つの「事前に備えるべき目標」及び43の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

#### 個別施策分野（5 分野）

1. 安全・安心な住みよい村づくり（生活環境の整備）
2. 歴史に学び人を育む文化の村づくり（教育・文化の振興）
3. 健康長寿と子育て・弱者を支える『結』の村づくり（保健福祉の充実）
4. 豊かな自然が生み出す活力ある村づくり（産業の振興）
5. 総合計画の実現に向けて（行財政の健全化）

#### 横断的分野（2 分野）

1. リスクコミュニケーション
2. 老朽化対策

## 5.5 評価結果のポイント

---

### ① ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせ

大宜味村における防災・減災等に資する施策は、現在実施中又は計画中の段階にあるものが多くなっています。想定を超える災害に対する実施能力や財源に限りがあることを踏まえ、施策をできるだけ早期に高水準なものとするためには、施策の重点化を図りつつ、ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせる必要があります。

### ② 代替性・冗長性等の確保

最悪の事態の要因となる災害等に対応するためには、個々の施設の耐震性などをいかに高めても万全とは言えません。特に、行政、エネルギー、情報通信、交通・物流等の分野においては、システム等が一旦途絶えると、その影響は甚大であり、バックアップ施設やシステム整備等により、代替性・冗長性等を確保する必要があります。

### ③ 他市町村等との連携

東日本大震災では、県域を越えた広域な範囲にわたり甚大な人的・物的被害が生じました。このことから、起きてはならない最悪の事態が発生した場合には、村のみならず県全体で甚大な被害が想定されるため、早期に復旧・復興できるよう、他市町村等と連携する必要があります。

### ④ 行政、村民、事業者などとの連携

個々の施策の実施主体は、行政だけでなく、村民、事業者など多岐にわたります。行政以外の実施主体が効率的、効果的に施策を実施するためには、行政における組織体制の強化や各実施主体への適切な支援が必要不可欠であるとともに、徹底した情報提供・共有や各実施主体間の連携が必要です。



# ◆リスクシナリオに対する推進一覽

※青文字は再掲

※●=関係施策分野 ○=再掲

番号	事前に備えるべき目標	関連番号	起きてはならない最悪の事態	推進施策	施策分野					横断的施策分野		
					生活環境の整備	教育・文化の振興	保健福祉の充実	産業の振興	行財政の健全化	リスクコミュニケーション	老朽化対策	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	集落内での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や集落内における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	○大規模災害対応力強化（・防災訓練・自主防災組織育成計画・要配慮者の避難体制の強化・ボランティア団体などの支援・人材の育成、確保・自治体間の応援体制の構築）	●		●				●	
				○防災備蓄の整備・推進	●		●				●	
				○防災業務用設備等の整備	●							
				○避難所の整備（公園施設の整備・道の駅の防災機能強化）	●							●
				○交通確保及び・緊急輸送基地の選定及び整備	●							●
				○道路施設整備	●							●
				○橋梁の整備	●							●
				○農地防災事業の推進				●				
				○建物等倒壊対策	●							●
				○港湾・海岸護岸の保全施設の整備	●			●				●
				○大規模災害対応力強化(再掲)	○		○					○
				○防災備蓄の整備・推進(再掲)	○		○					○
				○防災業務用設備等の整備(再掲)	○							
				○避難所の整備(再掲)	○							○
				1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	○河川整備等	●					
○下水施設・排水路・し尿処理施設の整備	●									●		
○土砂災害対策	●					●						
1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	○治水の整備	●									
		○土砂災害対策	●			●						
1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり村土の脆弱性が高まる事態	○河川整備等	●									
		○下水施設・排水路・し尿処理施設の整備	●							●		
1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	○情報・通信の整備	●					●				
		○外国人に対する情報提供の配慮					●		●			
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	○水道施設	●							
				○省エネルギー対策	●							
				○食育の推進		●					●	
				○電力会社の協力体制	●						●	
				○避難所の整備(再掲)	○							○
				○防災備蓄の整備・推進(再掲)	○		○				○	
				○防災業務用設備等の整備(再掲)	○							○
				○建物等倒壊対策(再掲)	○							○
				○情報・通信の整備(再掲)	○					○		
				○防災備蓄の整備・推進(再掲)	○		○				○	
				○防災業務用設備等の整備(再掲)	○							○
				○交通確保及び・緊急輸送基地の選定及び整備(再掲)	○							○
				○交通規制対策	●							●
				○建物等倒壊対策(再掲)	○							○
				○避難所の整備(再掲)	○							○
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	○防災備蓄の整備・推進(再掲)	○		○				○			
		○防災業務用設備等の整備(再掲)	○									
		○交通確保及び・緊急輸送基地の選定及び整備(再掲)	○						○			
2-3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	○医療体制の充実				●						
		○建物等倒壊対策(再掲)	○							○		
		○大規模災害対応力強化(再掲)	○		○				○			
		○防災備蓄の整備・推進(再掲)	○		○				○			
		○防災業務用設備等の整備(再掲)	○						○			
2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足	○水道施設(再掲)	○									
		○情報・通信の整備(再掲)	○					○				
		○避難所の整備(再掲)	○							○		
		○防災備蓄の整備・推進(再掲)	○		○				○			
		○交通確保及び・緊急輸送基地の選定及び整備(再掲)	○						○			
2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	○医療体制の充実				●						
		○建物等倒壊対策(再掲)	○							○		
		○大規模災害対応力強化(再掲)	○		○				○			
		○防災備蓄の整備・推進(再掲)	○		○				○			
2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	○防災業務用設備等の整備(再掲)	○						○			
		○ゴミ処理の推進	●							●		
		○火葬場の整備	●							●		
		○避難所の換気、非常電源の整備	●			●						
2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	○下水施設・排水路・し尿処理施設の整備(再掲)	○							○		
		○医療体制の充実(再掲)				○						
		○臭気衛生対策	●			●						
		○ゴミ処理の推進(再掲)	○									
		○火葬場の整備(再掲)	○							○		
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化	○治安の確保	●						●	
				○警察機能の維持対策等	●							
				○大規模災害対応力強化(再掲)	○		○				○	
3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	○交通安全環境の整備	●							●		
		○学校における業務のスリム化とBCPの策定			●					●		
3-3	大宜味村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	○業務継続可能な体制の整備	●							●		
		○大規模災害対応力強化(再掲)	○		○					○		

番号	事前に備えるべき目標	関連番号	起きてはならない最悪の事態	推進施策	施策分野					横断的施策分野	
					生活環境の整備	教育・文化の振興	保健福祉の充実	産業の振興	行財政の健全化	リスクコミュニケーション	老朽化対策
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	○情報・通信の整備（再掲）	○				○		
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	○情報・通信の整備（再掲）	○				○		
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	○情報・通信の整備（再掲） ○外国人に対する情報提供の配慮（再掲）	○				○		
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断、基幹的交通ネットワークの機能停止等による地域経済活動の低下	○中小企業の強靱化 ○事業者におけるBCP策定促進				●		●	
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	○燃料供給体制の強化 ○ライフラインの耐震化の促進、各機関等との連携強化 ○省エネルギー対策（再掲） ○事業者におけるBCP策定促進（再掲）	●	●				●	
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	○災害に強い高機能型栽培施設の導入推進事業				●			
		5-4	食料等の安定供給の停滞	○食料生産体制の強化 ○農林に係る基盤の整備 ○農道・橋の整備				●		●	●
		5-5	異常濁水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	○水道施設（再掲）	○						
		6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	○安定したエネルギーの確保、電力エネルギーの安定供給 ○再生可能エネルギーの導入の促進 ○省エネルギー対策（再掲）	●	●	○		
6-2	上下水道等の長期間にわたる供給停止、異常濁水等により用水の供給の途絶	○農業水利施設の耐震化・老朽化対策の推進 ○村内事業者との協力体制、村外からの受援体制の構築 ○水道の施設（再掲）	●	○		●		●			
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	○下水道施設・排水路・し尿処理施設の整備（再掲） ○農地防災事業の促進（再掲）	○	○		○			○		
6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	○道路施設の整備 ○港湾施設の耐震・耐波性能の強化 ○防災業務用設備等の整備（再掲） ○交通確保及び緊急輸送基地の選定及び整備（再掲） ○港湾施設の耐震・耐波性能の強化（再掲）	●	●	○	○		○			
6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全	○道路施設の整備（再掲） ○防災業務用設備等の整備（再掲）	○	○		○		○			
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	集落内での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	○耐震防火水槽の整備及び水道管の耐震化 ○住宅密集地の改善 ○水道施設（再掲） ○大規模災害対応力強化（再掲） ○避難所の整備（再掲） ○防災業務用設備等の整備（再掲） ○交通確保及び緊急輸送基地の選定及び整備（再掲）	●	●	○			○	○
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生	○港湾・海岸護岸の保全施設の整備（再掲）	○		○				
		7-3	ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	○ため池の維持管理 ○農地防災事業の推進（再掲）	●			○			
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出	○有害物質の流出対策等 ○アスベスト対策 ○NBC災害に対応する資機材の整備	●	●	●				
		7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	○土砂災害対策（再掲） ○治山の整備（再掲） ○農地防災事業の推進（再掲）	○	○		○			
		7-6	風評被害等による地域経済等への甚大な影響	○風評被害防止対策：関係機関との連携構築				●		●	
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○災害廃棄物処理計画の策定・仮置場の選定	●						
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○建設関係団体と連携・人材確保・育成 ○罹災証明書の発行体制				●		●	
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○治安の確保（再掲） ○災害に強い村民の計画（再掲）	○	○	○			○	
		8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○建物等倒壊対策（再掲） ○避難所の整備（再掲）	○					○	
		8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○港湾・海岸護岸の保全施設の整備（再掲） ○河川整備等（再掲） ○下水道施設・排水路・し尿処理施設の整備（再掲）	○	○		○			○
		8-6	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	○文化財の防火対策		●					
		8-7	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	○建設業の担い手確保・育成 ○用地の確保				●		●	
		8-8	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響	○観光業や農林水産業の風評被害対策				●		●	
		8-9	赤土流出に伴う、海の環境悪化による水産業の衰退	○生産基盤の整備				●			

## 6. 計画の推進

### 6.1 計画等の必要な見直し

本計画は、地域の強靱化の観点から、村における分野ごとの個別計画の指針となるものであることから、本計画で示された指針に基づき、他の計画等においては、必要に応じて所要の検討を行い、本計画との整合性を図ります。

### 6.2 不断の見直し

本計画の計画期間においても施策の進捗や社会情勢の大きな変化等により見直しが必要な場合は、適宜見直しの検討を行います。

### 6.3 進捗管理と推進

本計画による強靱化を着実に推進するため、施策の進捗状況の把握や計画的な実施ができていくかどうか評価します。

また、必要に応じて計画の見直しを行うと共に、PDCAサイクルを繰り返し、全庁が一体となって取組みを推進します。

大宜味村役場 総務課

〒905-1392 沖縄県大宜味村大兼久 157

電話 (0980) 44-3001 E-mail:info@vill.ogimi.lg.jp